

**個人情報の保護に関する法律の改正に伴う
(仮称)新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に向けた
パブリック・コメントの実施について**

令和3年5月12日、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）について改正が行われた。

本改正に伴い、地方公共団体の機関においても法が直接適用され、令和5年4月1日から施行される。このため、区においても法の規定に従った適切な個人情報保護制度の整備が必要となり、新宿区個人情報保護条例（平成17年条例第5号）の廃止及び（仮称）新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）の制定を行う。

については、下記のとおり法施行条例の制定に向けてパブリック・コメントを実施する。

記

1 法の概要及び内容等

別紙1のとおり

2 法施行条例の制定

法改正に伴い、法の規定に従った適切な個人情報保護制度の整備が必要となり、開示請求に係る手数料や開示決定等の期限、新宿区情報公開・個人情報保護審議会への諮問などについて、法の施行に必要な事項を定める必要がある。

このため、法の施行に必要な事項を定める法施行条例を制定する。

なお、法施行条例の制定のほか、法の趣旨に沿って、総括保護管理者や監査責任者、保有個人情報の適切な管理のための委員会の設置などの管理体制やセキュリティアドバイザーによる確認などの情報セキュリティの安全対策などの強化により、適切な個人情報の保護を図っていく。

※法施行条例の骨子（案）については、別紙2のとおり

3 パブリック・コメントの実施

(1) 実施期間

令和4年12月8日（木）から令和5年1月6日（金）まで

(2) 周知方法

令和4年12月5日号の広報新宿及び新宿区ホームページで周知し、意見を募集する。

(3) 閲覧資料 (別紙3)

ア 意見募集概要

イ (仮称)新宿区個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子 (案)

ウ 新宿区パブリック・コメント意見用紙

(4) 閲覧・配布場所

区政情報課 (本庁舎3階)、区政情報センター (本庁舎1階)、特別出張所 (10所)、
区立図書館 (10館) 及び新宿区ホームページ

(5) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参及び新宿区ホームページにおいて受付

4 今後の主なスケジュール (予定)

令和4年12月 2日 (金) 総務区民委員会

12月 8日 (木) パブリック・コメント実施

令和5年 1月 6日 (金) パブリック・コメント終了

1月19日 (木) 新宿区情報公開・個人情報保護審議会 (パブリック・
コメント実施結果の報告)

1月25日 (水) 調整会議 (パブリック・コメント実施結果の報告)

2月 3日 (金) 政策経営会議 (パブリック・コメント実施結果の報告)

2月 8日 (水) 総務区民委員会 (パブリック・コメント実施結果の報告)

2月 第1回定例会への法施行条例 (案) 等の上程

4月 法及び法施行条例の施行